

交第1号議案

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部改正

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年6月5日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

乗車券の種類及び料金は、次の範囲内で交通事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

普通乗車券	大人	220 円
	小児（12歳未満の者）	110 円
回数乗車券	1 乗車につき	189 円
カード回数乗車券	1 乗車につき	200 円
1 日乗車券	大人	600 円
	小児（12歳未満の者）	300 円

通勤定期乗車券

2キロメートル以下の場合

1 箇月券	9,000 円
3 箇月券	25,650 円
6 箇月券	48,600 円

2キロメートルを超える場合

1 箇月券	9,900 円
3 箇月券	28,220円
6 箇月券	53,460円

通学定期乗車券（甲種）

2キロメートル以下の場合

1 箇月券	7,200 円
3 箇月券	20,520円
6 箇月券	38,880円

2キロメートルを超える場合

1 箇月券	7,920 円
3 箇月券	22,570円
6 箇月券	42,770円

通学定期乗車券（乙種）

2キロメートル以下の場合

1 箇月券	2,370 円
3 箇月券	6,750 円
6 箇月券	12,800円

2キロメートルを超える場合

1 箇月券	2,610 円
3 箇月券	7,440 円
6 箇月券	14,090円

高齢者割引全線定期乗車券

3 箇月券	10,000円
6 箇月券	18,000円

第1条第2項中「乙種」の次に「並びに高齢者割引全線定期乗車

券」を加える。

附 則

この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。

提 案 理 由

通勤定期乗車券及び通学定期乗車券に6箇月券を新設する等のため、横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正したいので提案する。